



発行所
公益社団法人 国民文化研究会
(九州←→東京←→全国)
東京都渋谷区東1-13-1-402
振替 00170-1-60507
電話 03-5468-6230
FAX 03-5468-1470
<http://www.kokubunken.or.jp/>
E-mail: info@kokubunken.or.jp
月刊「国民同胞」編集部
毎月一回10日発行
購読料 年間2000円

「ウクライナでの戦争」に思ふこと

―「戦ふウクライナ」から学ぶものは何か―

天本和馬

ロシアによるウクライナへの全面的な武力侵攻が始まって一年余りの時が過ぎた。無差別の攻撃によつて破壊された住宅や教会、工場などの映像がテレビに映し出されるのとたまたまれない気持ちになる。私には先の戦争で日本が被つた空襲の映像とどうしても重なつてしまふ。最近、アメリカ軍の戦闘機に積まれてゐたガンカメラ（機銃の発砲と同時にカメラが回り映像が自動記録されるもの）による映像を見たが、そこには小さな漁村や学校が無差別に機銃掃射されていく様子が映つてゐた。

私の父は戦争末期に召集されて鹿児島県に駐屯してゐた。そこへ結婚間もない母が佐賀県から会いに行く際に途中の熊本県内で、列車が米軍戦闘機の機銃掃射を受けた。辛くも列車はトンネルに逃げ込み長い間そこに停車したが、ほ

どなくして機関士さんが亡くなつたことが車内に伝はると誰もが声が出なかつたといふ。空襲の映像を目にすると、いつも母のこの話を思ひだす。民間人を標的にした攻撃は戦時国際法違反であるが講和条約締結（昭和二十七年四月発効）により日本は胸の内にしまひ込んだのであるからこれ以上はここでは触れまい。

もちろん当時の日本と現在のウクライナの置かれた立場は違ふが、無防備の町や村が空からの攻撃にさらされて破壊されていく様子は同じである。

ウクライナはロシア革命（一九一七年）を機に旧ソ連邦を構成する共和国の一つに組み込まれ、一九九一年のソ連邦崩壊を機に独立した。ソ連邦時代の七〇年間、ウクライナはその強い影響下にあつて、政治的弾圧、食料徴発による

飢饉等を経験したが、ソ連邦崩壊後は、旧ソ連邦を継承したロシアと西欧との間で揺れ動き、新生ロシアとの平和的な共存を模索した。しかし、ソ連崩壊から二〇年余り経つた二〇一四年に親西欧の旗幟を闡明にした。するとロシアはウクライナ東部とクリミア半島に侵攻してロシア領とした。その後の経緯は日々の報道の通りである。

ウクライナのソ連邦支配下の七〇年、その残滓から脱しようとした二〇年、さらに現在に至る戦ひの一〇年。この間の歩みには同情を禁じ得ない。またウクライナ人の不屈の強い意志をも感じるが、その抗戦意欲はロシアに支配されることの不安と恐怖とが実体験として身に染みてゐるからであらう。

ひるがへつて日本はどうであらうか。七十八年前の敗戦により、主権を失つた占領下の六年八月の間、様々な強制を受けて今なほその時の傷跡を残してゐる。二〇二一年に実施された世界価値観調査によると「もし戦争がおこつたら国のために戦うか」といふ問いに対して「はい」の答へが世界の七十九ヶ国中、極端に少ない一三・二%であつた。占領軍起草の日本国憲法前文には「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起るこ

とのないやうにすることを決意し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」とあるから、そもそも「国のために戦うか」といふ問いかけ自体が憲法違反とみなされかねない。右の問いへの回答に「わからない」といふ項目があつて、この回答比率は日本が最も多くて三八・一%となつてゐる。「はい」とは答へ難

いがせめて「わからない」と答へることで回答を保留した人があつたといふことだらうか。日本国憲法の前文と郷土を守るといふ気持ちとの間では「わからない」といふ答へに自らの気持ちを「代弁」させるほかないのだらう。

憲法と自らに忠実であらうとする者にとつて、「国のために戦うか」とは実に残酷な問いである。日本国憲法の改正について様々な案が提示されてゐるが、憲法前文を残したままの改正では戦後のくびきから脱したとはいへないだらう。ウクライナに学ぶことがあるとすれば自らを縛り付けてゐるくびきを取り去る決意と勇氣であらう。ウクライナと違つて、このく

びきを取り去るには血を流すことは要しない。ただ私たち国民の意志あるのみである。

（元会社員）